

議案第 7 号

橋本市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第5項ただし書の規定により、橋本市農業委員会の委員の任命に当たり認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しないこととしたいので、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第2条第2号の規定により、橋本市農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事について、議会の同意を求める。

令和3年6月10日 提出

橋本市長 平木 哲朗